

静岡県告示第226号

不当な取引行為の指定（平成11年静岡県告示第355号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>1 （略）</p> <p>(1) 商品等の販売、購入若しくは提供等（以下「取引」という。）の目的を隠して又は商品等の<u>販売</u>以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 契約の申込みとなることを告げず、<u>若しくは</u>消費者が容易に認識できるように表示せずに、消費者の承諾なく<u>若しくは</u>欺いて、スマートフォン等の電子計算機を用いて入力させる等申込みに必要な情報を取得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 消費者に、商品等の取引に<u>誘引する意図</u>を隠して利益のみを供与する等著しく事実に相違する表示又は事実に相違することが容易に認識できないような表示で、広告し、又はそのような表示のある文書を送付若しくは配付する行為</p> <p>(6)～(9) （略）</p> <p>(10) 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を<u>告げて</u>、又</p>	<p>1 （略）</p> <p>(1) 商品等の販売、購入若しくは提供等（以下「取引」という。）の目的を隠して又は商品等の<u>取引</u>以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所<u>その他事業者が指定した場所</u>に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 契約の申込みとなることを告げず、<u>又は</u>消費者が容易に認識できるように表示せずに、消費者の承諾なく<u>又は</u>欺いて、スマートフォン等の電子計算機を用いて入力させる等申込みに必要な情報を取得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 消費者に、商品等の取引の<u>目的</u>を隠して利益のみを供与する等著しく事実に相違する<u>言動若しくは</u>表示又は事実に相違することが容易に認識できないような<u>言動若しくは</u>表示で、広告し、又はそのような表示のある文書を送付若しくは配付する<u>ことにより</u>、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(6)～(9) （略）</p> <p>(10) 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を<u>告げ</u>、若し</p>

は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(11)～(13) (略)

(14) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(15) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(16)～(23) (略)

(24) 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他生活上の不安をことさらにおおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(25) 商品等の販売目的を告げないで、それ以外の商品等は無償又は著しく低い対価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

くは表示して、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(11)～(13) (略)

(14) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動若しくは表示を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動若しくは表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(15) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(16)～(23) (略)

(24) 靈感等合理的に実証困難な能力による知見として、消費者若しくはその親族等の不幸を予言すること、消費者若しくはその親族等の健康上の不安、老後の不安その他生活上の不安をことさらにおおること等により消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、又はそのような不安を抱えていることに乗じ、これらの不幸若しくは不安な事態を回避するために必要である旨を告げ、又は表示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(25) 商品等の取引の目的を告げず、又は表示せずに、それ以外の商品等は無償又は著しく低い対価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(26) 消費者を集め、若しくは消費者が集まっている場所において、商品等の販売目的を告げないで、それ以外の商品等を無償若しくは著しく低い対価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(27) (略)

(28) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の取引を一方的に行い、あたかも契約が成立したかのように誤認させて、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(29) (略)

2 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）により生じた事業者が負うべき損害賠償責任の全部又は一部を不当に免除し、若しくは契約不適合に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為

(26) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、商品等の販売目的を告げず、それ以外の商品等を無償又は著しく低い対価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(27) (略)

(28) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、商品等の取引の全部若しくは一部を行い、又は取引の目的物の現状を変更し、その変更前の原状の回復を著しく困難にさせ、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(29) (略)

2 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類若しくは品質等に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）により生じた事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項（契約不適合における当該事業者が履行の追完責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする責任を負うこととされている場合を除く。）を設けた契約を締結させる行為

(8) 事業者の債務不履行又は債務履行に伴う

<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>不法行為により生じた損害賠償責任について、事業者の軽過失による行為にのみ適用されることが明確に記載されていない責任の一部を免除する免責条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。